

## 事業計画書

担当窓口 ※必ず記入。「未定」は不可。	所属（事業所）名	生きがい事業団 かどや
	所在地	東大阪市荒本 1-9-6 7-103
	施設までの所要時間	3分
施設の管理運営方針	<p>施設の設置目的に基づき、関係法令、市条例、施行規則を順守し、関係機関と協力、連携しながら管理運営を行ってまいります。</p> <p><b>①コミュニティの核施設</b> 住民の保健衛生、生活環境改善のため、「高齢者の居場所づくり」等の事業に取り組み、住民との「顔の見える関係」づくりを更に強化して、住民相互のコミュニティ施設としての役割を果たすことを目指します。</p> <p><b>②利用者が等しく参加できるサービスの提供</b> 地方自治法第 244 条を順守し利用者の平等利用を確保するとともに、条例、施行規則の運用で実現する「季節湯」を提供し、サービス向上に努めます。</p> <p><b>③利用者ニーズを反映</b> 常に利用者目線に立ち、利用者からの貴重なご意見を運営に生かすため「広聴箱」を設置しご意見、ご要望の収集に努め、新規利用者獲得のため、情報誌を近隣自治会に配布できるよう自治連合会に働きかけます。</p> <p><b>④地球温暖化への取組</b> 環境負荷低減のため、照明機器の点灯は、必要な個所のみとし、空調効率を高めるため、ブラインド、カーテンの活用を徹底するとともに用紙類、ごみの分別を徹底し、従業員はクールビズ、ウォームビズに努め、レジ袋を受け取らないようマイバッグの持参を推奨します。</p> <p><b>⑤徹底した個人情報保護</b> 管理業務上収集した個人情報についての利用提供、保管、廃棄等は個人情報保護法、市個人情報保護条例を順守し、適切に管理するとともに、管理規定を作成します。</p> <p><b>⑥防災浴場として</b> あらかじめ発生の予測のつかない災害に備え、危機管理マニ</p>	

	<p>マニュアルを作成し、危機事象発生時に従業員が適切な行動がとれるよう定期的に訓練を実施します。</p> <p><b>⑦多様な人材が活躍できる場</b></p> <p>業務履行にあたっては、労働関係法令を順守し、従業員の権利を侵害することのないよう労働条件、労働環境の整備に努めるとともに、男女共同参画の趣旨の尊重及び高齢者や就職困難者、障害者雇用についても多様な人材活躍の場の創設といった観点に基づき、取り組んでまいります。</p> <p><b>⑧地球環境問題への取り組み</b></p> <p>環境への配慮については、市の取り組みに積極的に協力するとともに、EACHIIIの内容を推進してまいります。</p>
<p>当該施設の設置目的及び運営への考え方</p>	<p><b>1. 旧同和地区“公営浴場”としての設置目的と役割を踏まえた運営</b></p> <p>共同浴場寿温泉は同和対策審議会答申の趣旨に基づき、憲法25条を保障する「健康で文化的な生活」を保障する地域施設として建設され、劣悪な生活環境を強いられてきた同和地区住民を中心に、周辺地域住民の健康・衛生・交流等を醸成することを目的として、その役割を果たしてきました。</p> <p>建設から約40年が経過する現在、地域の生活・社会環境が大きく変化する中で、旧来の主目的であった衛生面からのアプローチだけにとどまらず、差別の解消を目的とした「地域住民相互の交流」や地域福祉やまちづくりの拠点施設としての新たな役割と機能が求められています。</p> <p>当法人は共同浴場寿が、同和地区公衆（公営）浴場として建設されてきた歴史経過と成果を正しく踏まえ、その大切にしてきた役割を引き継ぎながら、今日的な地域課題の解決に寄与できる地域施設として、新たな役割と機能を発展させていこうと考えています。それが「公営」浴場としての共同浴場寿温泉基本的目的であると考えています。</p> <p><b>2. 地域福祉・まちづくりの拠点施設としての運営</b></p> <p>共同浴場寿温泉が立地している荒本住宅地域は、当法人及び荒本人権文化センターや老人センター、青少年センター、障害者センターなど公・民連携による地域協働で様々な取り組みを行っています。2018年に改訂された社会福祉法第4条に記載された、地域福祉を主体的に担う「地域住民等」の活動の先駆的な取り組みであると考えています。その中において共同浴場寿</p>

	<p>温泉は地域共同の拠点施設としての役割を果たしています。</p> <p>「我がごと・丸ごと」と表現される地域福祉は、様々な立場の地域住民が出会い、協働し、参画することを求めており、共同浴場寿温泉はそれらの場を提供することのできる施設でもあり、その役割は大きく期待されるところです。</p> <p>当法人は、共同浴場寿温泉の歴史的経過を踏まえ、“地域福祉”や“まちづくり”の諸活動に寄与できる施設運営を目指したいと考えています。そのために地域の様々なネットワークへの参画とともに、地域に数多く存在する公的資源との連携、また様々な機会を通じて積極的に地域住民の運営参画を創造していくことなど、地域の福祉課題やまちづくり課題に対して施設機能を通じて解決に寄与できることを目標に施設運営を目指していきます。</p>
--	---

#### 管理運営計画

<p>目標（利用者数など）</p>	<p>過去4年間の利用者数の推移をみると、大人・中人・小人を含め年間約4.5万人前後が利用しています。年齢層では大人が9割、中人(6～12歳)と小人(6歳未満)は1割となっています。特徴的なことは、中人は若干の減少はあるものの、相対的に増加しています。全体的には少子高齢化や住宅の建替えによる浴室の設置などによる浴場利用者の減少傾向が表れています。</p> <p>従来の利用者の減少をどう防止するか、さらに新規の利用者をどのように拡大していくかが大きな課題となっています。そのため、浴場としての魅力づくりとともに、地域福祉やまちづくりとの連携による利用者の増加を目指します。利用者増については、高齢者の居場所づくりを共同浴場で取り組むものと、見守り声掛けから各種施策への誘導、人と制度を繋ぐ取組みの推進)と、地域の福祉資源との連携(障害者センター、老人センターとの機能連携、青少年センター、子育て支援センターとの浴育などの事業連携など)の双方の視点から考えられるアイデアや事業などを取り入れることで、利用者の増加を目指します。</p>
-------------------	---

事業計画	<p>共同浴場を活用した地域福祉の推進及び介護予防・健康増進</p> <p>地域内住民の2人に1人が高齢者となっている現実を認識しており、全国的に見ても高齢化率は急増している状況で、支援が必要な方を早期発見、早期支援を行う具体的なシステム作りが必要になってきています。</p> <p>かどやには、長年地域の福祉活動を行ってきたからこそ構築できている住民との「顔の見える関係」という最大の強みがあります。</p> <p>最近、地域内で支援につながった具体例を紹介しますと、高齢者夫婦のみの世帯で夫が妻の介助や家事をすることで何とか日常生活を続けていた世帯が、妻の生活能力低下により共同浴場へ通うことが出来なくなり、「妻を風呂に入れてやりたい」とかどやに相談があったことから、かどやと地域包括支援センターが連携して速やかに支援を行ったことで、妻の日常生活能力低下を最小限に抑え、重症化予防に繋がった例があります。</p> <p>このことは、住民との間で「顔の見える関係」が構築できているからこそ、必要な方に適切な支援を行い、見守り支えていく、国の提唱している「和が事・丸ごと」の支援システムが機能しているからこそ、実現できたものと考えています。</p> <p>この「顔の見える関係」を更に発展させていくためには、コミュニティの場である共同浴場の指定管理業務を担うことで、お年寄りから子どもまで、幅広い年齢層に対して「見守り支援」という初期の支援セーフティネットをかけることが可能になり、声掛け、見守りといった簡単なコミュニケーションから支援が必要な方を見逃さないというシステムが構築できます。共同浴場で介護予防の取り組みを行うことで、リラックス効果と機能低下予防効果を同時得ることが出来るため、健康を単に「良好な状態」として捉えるのではなく、様々な問題を抱えていても、それを乗り越えていく復元力（レジリエンス）を高めることが個人の力を高めることにもなり、効果的な介護予防と健康増進が推進でき、健康志向の周辺住民層も取り込むことで結果的に利用者増加につながると考えています。</p>
人員体制	人員配置については、「提出書類第3」のとおり

<p>管理にあたる人員の確保方法（採用、職種等）</p>	<p>採用については地元雇用を中心に、業務に最適な人材を確保するため、浴場業務経験者、ボイラー技士、防火管理等の有資格者は積極的に採用したいと考え、業務経験値と人物重視で採用し、必要な人員を確保します。</p>
<p>現に施設で働く職員の雇用に関する考え方</p>	<p>本人に継続雇用の意思を確認したうえで、実務経験者の積極的な再雇用に取り組みます。そのため、現状職員の方と面接の機会を設け、業務意欲、向上心、技能等を確認したうえで、可能な限り再雇用したいと考えています。</p>
<p>人権啓発に関する独自の取り組み</p>	<p>市人権所管部局が開催する研修や講演会に積極的に参加するとともに、人権文化センターで開催される人権啓発、交流事業に対しても協力していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 荒本人権文化センターの研修への参加</li> <li>● 東大阪市人権啓発課で貸出している人権啓発DVDなどの教材を活用した人権研修に取り組む。</li> <li>● 同和問題に関しては、部落解放同盟大阪府連合会などが呼びかける集会やイベントに、研修目的で参加。</li> </ul> <p>その他、地方自治体が開催する人権研修や人権講演会に積極的に参加する。</p>
<p>職員指導・育成・研修</p>	<p>当法人では、高齢者の安否確認や見守り、配食サービス、食堂や居場所づくりなどの事業とともに、子ども食堂の展開、さらに就労支援として草刈り事業、清掃事業等を展開しています。また地域包括支援センター、介護・医療機関、小学校、警察などと連携・情報交換・共有を行っており、個別の事象に対応できる実経験を積み重ねています。</p> <p>こうした実務経験及び地域のネットワークを活かしつつ、共同浴場の利用者が安心・安全に利用できるよう接遇研修、普通救急救命講習、防災研修、人権啓発研修を定期的で開催又は受講させるよう取り組んでまいります。</p>
<p>高齢利用者への配慮に関する取り組み</p>	<p>取り組みについては、「提出書類第12」のとおり</p>

<p>市民ニーズの把握と運営への反映方法</p>	<p>利用者の感想・ニーズ・苦情等をきめ細かく収集・分析するために広聴箱を設置し、アンケートを通じて施設運営やサービスの見直しを行い市民サービスの向上にむすびつけるとともに、それらの結果を公表し、「見える化」することによって、浴場運営の透明性・利用者の参画性を確保します。</p> <p><b>広聴箱の設置</b></p> <p>小さな声も見落とさず、収集ツールとして広聴箱を設置して利用者からの要望、提案、苦情の収集・分析に努め、施設運営、イベントなどの市民サービスに反映します。</p>
<p>利用者の増加に向けた取組み</p>	<p>共同浴場寿温泉の利用者の確保と新規利用者の獲得のため、次のような取組を行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>地域の特性を活かした取組</b> (荒本地域が有する地域施設の協働・連携による) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>ひとり暮らし高齢者の積極的な取り込み</b> 荒本地域はほぼ2人に1人が高齢者であり、その割合は今後増加傾向にあると考えられます。共同浴場は地域住民との交流の場を提供するのみならず、常に従業員や他の入浴者の目があり、入浴に起因する事故に対しても迅速な対応が可能です。このような利用者積極的に取り込んでいきます。</li> <li>・ <b>イベントに対する「場」の提供と利用促進への取組</b> 浴場2階における老人センターのイベントや場所の提供 自治会などのイベント等に対する場所の提供</li> </ul> </li> <li>● <b>当法人の“強み”と連携した取組</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>あんしんドアセンサー利用者への無料サービス券としての活用への取組</b></li> </ul> </li> <li>● <b>利用者のニーズやライフスタイルの変化に対応した取組</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>季節風呂（菖蒲湯、ゆず湯、ハーブ湯等のサービス</b></li> </ul> </li> </ul>
<p>広報計画</p>	<p>これまでの利用者を「待つ」から、利用者が「来る」という意識改革が浴場利用の増加に大きく結びつきます。そのため情報発信機能の強化により利用者の確保と新規利用者の獲得を目指します。</p> <p>● <b>口コミマーケティングの活用</b></p> <p>口コミマーケティングとは、その名の通り一般消費者の口コミを活用して認知を広めるマーケティング手法のことです。た</p>

だ、演出によるプロモーション活動を行うことではなく、例えば、利用者の浴場に対する意見や苦情に対して、誠意をもって対応することにより、問題の早急かつ円滑な解決に努める真摯な対応が利用者の信頼確保につながる、この信頼の確保が、口コミによって自然発生的に拡がることとなります。したがって、「市民ニーズの把握と運営への反映方法」の項で示した、結果を公表し、「見える化」することによって、浴場運営の透明性・利用者の参画性を確保することを確実に実行することにより、そのことが口コミへと拡散することとなります。

### ②行政力を活かした広報

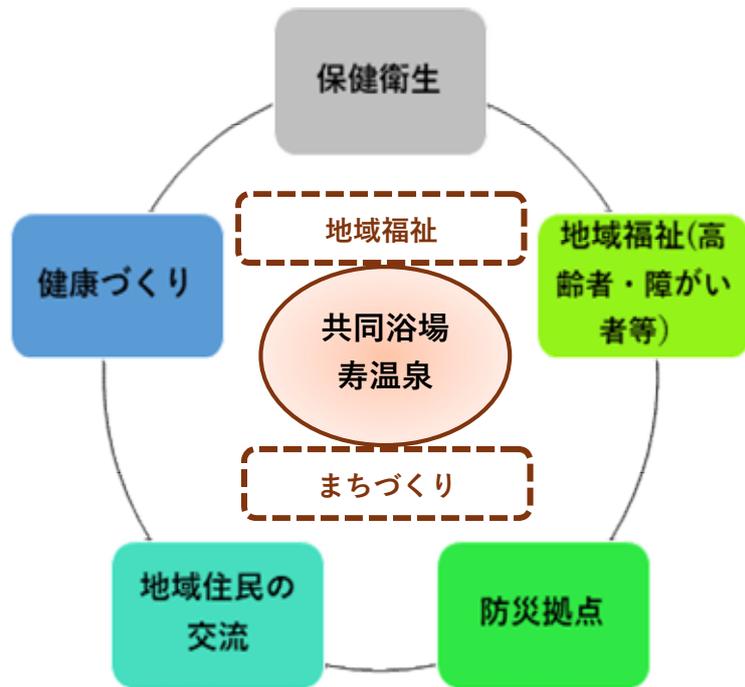
市営住宅の掲示板を活用、東大阪市の広報誌への掲載、コミュニティ紙に掲載依頼、市民窓口の認知など東大阪市と協議の上、行政力を活かした広報を検討していきます。

### ③広報効果の調査

広報した結果、どのような効果があったのか。広報後の効果を把握し、次の広報展開や事業活動に反映させていく「広報効果」を分析することが重要と考えています。限られた予算を有効に使う効果的で効率的な広報のためにも、効果測定を行います。

共同浴場寿温泉の有する機能や役割は時代の流れとともに変容してきました。設立当初は地域住民の保健衛生の確保の役割が最も重視されましたが、社会環境の変容を踏まえると、その役割は、地域福祉、健康づくり、地域住民の交流さらに防災拠点と多岐にわたることが期待されるようになりました。こうした公衆浴場の多岐にわたる役割を踏まえて、サービスを提供することが重要となっています。

図.共同浴場寿温泉の期待される役割



サービス向上のための方策

当法人の設立当初から、食堂・配食サービス、安否確認、居場所づくり、就労支援など、荒本地域の高齢者をはじめ子どもや障がい者等課題を抱えた方々に寄り添いながら福祉活動などを展開してきました。こうした地域で長年取り組んできた“強み”を効果的に活かしながら、共同浴場のサービス向上に取り組んでいく考えです。

そのため、当法人の“強み”をいかしつつ、「地域福祉」「まちづくり」の視点から保健衛生・地域福祉・健康づくり・地域住民の交流・防災拠点の5つの基本方策としてサービスに取り組んでいきます。さらにこれまで発生した大阪北部大地震のように大災害発生時のサービス提供として、可能であれば市の防災担当部局と協定を交わして大災害発生時に避難所に避難されている市民に対し入浴サービスを提供できないかとも考えております。

<p>すべての利用者への公平なサービス提供に対する方策</p>	<p>市の施設の管理を行うにあたっては、公平、平等なサービス提供は当然のことであり、マニュアルによる指導に加え、市条例、関係法令の遵守についても改めて徹底しコンプライアンスの向上に取り組みます。</p> <p>障害者差別解消法の施行を踏まえ、すべての利用者が共同浴場を円滑に利用できるよう、ソフト・ハード面におけるバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化の取組を検討します。</p> <p>個人ロッカーや洗い場の独占使用者に対し、繰返し平等利用の啓発を行い、平等利用の確保に努めます。</p>
<p>目標を達成できなかった場合の措置（改善方法、委託料の見直し等）</p>	<p><b>①P D C Aサイクルで事業の見直し</b></p> <p>事業の実施の際には成果目標及び事業目標を可能な限り明確化したうえで、達成状況について評価を行います。</p> <p>評価については、P D C Aサイクル(事業を継続的に改善するため、P l a n(計画)→Do(実施)→C heck(評価)→A ct(改善)の段階を繰り返すこと)で検証を行い必要な見直し措置を講じていきます。</p> <p><b>②公営の浴場という役割から事業への最投資</b></p> <p>共同(公営)浴場に限らず一般公衆浴場は共通して収益の減少、経営者の高齢化、施設及び設備の老朽化などにより、転業及び廃業が進んでいます。共同浴場寿温泉も同様な状況にあるものの、歴的経緯からも荒本地域の住民にとって、共同浴場は地域福祉やまちづくりの基盤的施設といえます。前述の「サービス向上のための方策」で示したように、浴場の役割が「衛生的で快適な生活を確保するサービス」としての保健衛生から時代の流れの変容とともに、地域福祉・健康づくり・地域住民の交流・防災拠点と、その役割も変容し利用者ニーズも多岐にわたっています。さらに施設や設備の老朽化も進展しており、こうした利用者の利益、施設や設備の補修等に限られた財源の中で、費用を投入することが必要不可欠となっています。</p>
<p>施設の維持管理に関する取組み</p>	<p><b>①施設の保守管理等について</b></p> <p>施設保守管理・設備機器の安全確認・備品管理・省エネ等環境配慮を行い、予防保全に努めます。</p> <p><b>②衛生管理について</b></p> <p>公衆浴場法、公衆浴場法施行規則、循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルや手引きとともに、東大阪市公衆浴場法施行条例、東大阪市公衆浴場法施行規則を遵守し、浴場</p>

	<p>の維持管理にあたります。</p> <p>衛生問題は、浴槽等におけるレジオネラ症防止対策を講じることはもとより、インフルエンザなどの感染症への対応が必要であり日頃の地道な取組が重要となっています。浴場施設の衛生と利用者の安全確保のため、「施設・設備に対する衛生管理」「従業者に対する衛生管理」の2つの点から、日常業務において行う自主管理・自主点検のための『自主管理点検管理表』を作成します。これにより次のようなメリットが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店内が清潔になり、利用者が安心して利用できる、</li> <li>・従事者の衛生意識を高める</li> <li>・日常的な衛生管理を行うことにより、安全性が高まり、質の良いサービスが提供できる</li> </ul> <p>自主管理点検に基づいた記録については、3年間保存します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浴槽、貯湯槽、ろ過器、循環配管、回収槽の清掃・消毒・浴槽水の遊離残留塩素濃度測定</li> <li>・塩素系薬剤の注入、投入</li> <li>・浴槽水の水質検査</li> <li>・集毛器の清掃</li> <li>・消毒設備の維持管理</li> </ul>
<p>管理運営コストの節減に向けた取組み</p>	<p>人件費についても最低賃金をベースに見直しを行うことで圧縮が可能ではないかと考えています。常にコスト意識を持ちながら経費節減に取り組むとともにサービスの質向上を目指していきます。</p>
<p>第三者委託（再委託）の内容</p>	<p>エレベーター・自動ドア等の建築基準法、消防設備などの保守点検業務、水質、ばい煙検査業務、貯水槽清掃業等の衛生管理に関する業務など、特殊、専門技術を必要とする業務については、市と協議のうえ、承諾をえて再委託を行うものとします。</p> <p>契約にあたっては5年間で経費が平均化できるメリットを生かし、出来る限り複数業者から見積もりを提出させ低コストで同等のサービスが提供できる市内業者と委託契約を行います。その際、請負実績の有無や履行確認、実績報告の方法についても確認してまいります。</p>
<p>市内業者活用の考え方</p>	<p>限られた財源を有効活用し、管理コストを圧縮していくという観点との関係はありますが、可能な限り市内業者に発注して、市内事業者の育成、雇用の促進など市内経済の発展に協力したいと考えています。</p>

個人情報保護・情報公開の 取組み	市施設の指定管理業務を担うにあたり、個人情報保護、透明性の確保のため情報公開の取組みは重要と考えており、市に準じた厳しい規程を整備します。
地域やボランティア、他施設と連携等	当法人はやは設立以来、高齢者の居場所作りや、食を通じた文化的活動を行い、地域福祉の推進に貢献してまいりました。今後も福祉的活動を更に推進すると共に、地域住民、地域の団体、周辺の企業等との連携を図りボランティア活動へ参画してまいります。

災害・事故対策等

安全管理	<p>危険物管理のみならず、防火管理、備品損傷等による事故を防止するため、始業前には、設備、備品の状態確認を目視により点検を行っており、厚生労働省作成の「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止マニュアルを用いて定期的に従業員の衛生研修を行い安全管理の向上と財産の保全を図ります。</p> <p>浴室や脱衣場において、溺水、熱傷、外傷、転倒などの事故がみられ、なかでも本浴場の利用者の多くを占める高齢者は事故にあう可能性が高く、浴場での安全管理の重要性が高まっています。浴室内が滑りやすいことやめまい・ふらつきによって起きる「転倒事故」、浴槽のお湯やシャワーが高温になっていたため「熱傷」、室温差が引き金になったものや疾患などによって起こる「溺水」などの事故があります。さらに入浴中に急死に至る事故の約8割は60歳以上の高齢者に起きていていると言われていています。公衆浴場は、常に従業員や他の入浴者の目があり、入浴に起因する事故に対しても迅速な対応が可能であることを踏まえつつ、入浴利用者の安全を確保するため、次のような安全管理を行います。</p> <p>《脱衣室》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 室内の温度は脱衣に支障がないように温度を保ちます</li> <li>・ 毎日清掃し、適宜消毒します</li> <li>・ 転倒防止のため滑らない、また適切な乾燥を保つ床面とします</li> </ul> <p>《浴室》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浴室内及び浴槽水の温度は、入浴に支障のない温度を保つ</li> <li>・ 使用済みのカミソリなどを廃棄するための容器を備えます</li> </ul>
------	---

防犯・防災・事故対策

注意発起の掲示や啓発のほか、施設内巡視、事故対策訓練等で利用者の安全・安心確保を図り、マニュアルを整備して従業員に徹底します。又、市消防局に依頼し消防訓練の実施にも取り組んでまいります。

**《防犯》**

設置されている防犯カメラについては、利用入浴者の安全を確保するとともに、犯罪の抑止力となるもので、その管理については管理規定の整備とともに、収録された画像及び映像は当団体の個人情報保護及び守秘義務に関する規約に基づき適正な管理を行います。

当浴場は荒本住宅内にあることから、住宅管理を行っている近鉄住宅管理(株)及び東大阪まちづくり機構合同会社と連携し、当浴場及び周辺地域を巡回警備のルート対象とします。

**《防災》**

消防法の規定では一定以上の収容人員を要する防火対象物の管理者は、防火管理者を定め、消防計画を作成し、防火管理上必要な業務の実施を定めています。なかでも、消防計画に基づく訓練の実施は最も重要な事項となっています。共同浴場の職員全体の防火意識の向上につながることから、職員全体が参加し、話し合いながら計画を立てていきます。また、火災時はパニック状態となり、マニュアル通りにいかないことを想定し、利用者・従業員全員が避難できるように体で覚えるように訓練します。

当法人では、2019年5月に近鉄住宅管理(株)、東大阪まちづくり機構合同会社と共同して、荒本住宅で通報・消火・避難誘導を行いました。この経験を活かしながら防災に取り組めます。

**《事故》**

迅速かつ速やかに対応が出来るようマニュアルを整備して従業員に徹底するとともに、従業員には定期的に AED 講習を受講し、利用者の安全を確保します。

	<p style="text-align: center;">図.事故等における緊急時対応フロー</p> <p style="text-align: center;">図.浴場における災害時緊急避難体制フロー（地震発生時の対応）</p>
<p>災害時・緊急時の対応</p>	<p>職員への教育・避難訓練</p> <p>全従業員に対し、危機管理マニュアルの徹底と必要に応じ研修を実施するとともに、浴場内での緊急事態対応のためのAED訓練、また災害に備え従業員が的確な行動がとれるよう定期的に共同浴場で避難誘導訓練を実施していきます。</p> <p>《災害訓練の目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時に利用者や従業員の命を守り被害を最小限に抑える</li> <li>・ 災害時に想定される事態を体験し、防災意識を高める</li> <li>・ 災害時の入浴施設の役割を見直し、浴場の防災の先駆的な取組を示す</li> </ul>

自主事業計画

事業名	内容・目的・利用者負担・実施回数等
物品販売	共同浴場利用者の利便性向上のため、タオル、石鹸、シャンプー、リンス等物品の販売を通年行います。
寿温泉世代間交流ふれあい事業	青少年センターの6年生のメンバーが中心となって企画運営を進め、地域の一員であるという意識を養い事業を進め、地域の人々と交流、地域の活性化、つながりづくりに寄与する目的です。

※各項目についてどのように考え、どのような取り組みを行っているのか、また推進していくのか具体的に記載してください。

※各項目とも提出書類第7を用いて詳細を記述いただいても結構です。この場合、各項目には「別紙〇のとおり」と記載してください。